イムス太田中央総合病院 面会規定

〈 目的 〉

イムス太田中央総合病院の入院患者に係る面会について必要な事項を定め、患者の権利を尊重し、療養の質向上と円滑な退院支援を図るとともに、適切な療養環境を確保することを目的とする。

〈 基本方針 〉

患者と家族等の面会は、患者の療養生活に良好な効果をもたらすことから、感染症対策やその他の医療上やむを得ない場合を除いて、必要以上に制限しないことを基本方針とする。

〈 面会時間 〉

面会時間は以下の通りとする。

面会時間 ： 14 時 00 分 ～ 17 時 00 分 （30 分以内）

このため日曜・祝日は正面玄関を 13 時 30 分～17 時 30 分のみ開錠する。

ただし、急を要する場合であって、医師、看護師長等が認める場合はその限りではない。

〈 面会者 〉

患者と面会する者は以下の通りとする。

1. 家族・親族（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）
2. 病院が必要と認めた者（施設職員など退院に必要な面談を行う者）
3. 上記面会者で中学生以上、不織布マスクを着用できる者

ただし、患者からの求めに応じて、医師、看護師長等が認める場合はその限りではない。

〈 面会の順守事項 〉

面会者は下記について順守して面会することとする。

1. 面会者は不織布マスクを装着し、病室前の手指消毒剤で手指消毒を行う。
2. 面会者及びその同居者に発熱、感冒症状、下痢、嘔吐、感染性の発疹等の症状がない。
3. 面会者は、一度に 2 人までとし、大人数での面会は避ける。
4. 病棟内の面会は、病室内、デイルームで行う。
5. 大声での会話を控え、他の患者に迷惑を及ぼさないように努める。
6. 面会中の飲食は行わない。
7. 患者に見舞い品として飲食物を持ち込まない。
8. 患者にお見舞い品として、生植物は持ち込まない。
9. 酒気帯びの状態で面会はしない。
   また、病院敷地内での喫煙、飲酒、その他公序良俗に反する行為は行わない。
10. 入院患者や病院職員に対し迷惑となる行為（暴言・暴力・ハラスメント等）を行わない
11. 病院敷地内で許可なく写真・動画撮影、録音はしない。

12. 他の患者の病室への立ち入りをしない。
13. 医療機器への接触や操作を行わない。
14. 面会の際、病院職員の指示に従う。

〈 面会の制限と解除 〉
面会の制限は下記の通りとする。
1. 医師の医学的見地から、患者の面会を行う事が不適切と判断した場合。
2. 病院または入院患者が入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合、また、その可能性が高いと病院が判断した場合。
3. 季節性の流行感染症の発生が予測される場合。
4. 新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
5. 病院は、面会の順守事項に反した場合、また、そのおそれがあると認めた場合は、直ちに面会を中止させることが出来る。
6.面会の制限を実施する場合、その必要性がないことを協議し、速やかに解除に努める。

〈 周知 〉
本規定は、院内掲示および病院ホームページ等を通じて周知する。

〈 感染症の流行時期の面会について 〉
インフルエンザ感染症等感染症の流行が認められた場合、患者の安全確保と院内感染防止の観点から、次の措置を講じる。
1. 面会人数の制限
2. 面会時間の短縮
3. 面会場所の制限
4. 面会の一時停止
これらの措置は、院内感染防止対策委員会により、実施期間等を決めて実施する。

〈 規定の制定と見直し 〉
規定の制定と改訂は、運営管理会議で実施し、会議参加者の 3 分の2の承認を得て決定する。

2026 年 6 月 1 日より施行